

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな 計画主体名	にいがたけん みょうこうし 新潟県 妙高市	5ふりがな 活性化計画名	みょうこうしかつせいかけいかく 妙高市活性化計画
計画期間 事業実施期間	平成31年度～平成34年度 平成31年度	総事業費（交付金）	312,225千円（156,112千円）
活性化計画目標	移住定住者数 計画期間平均（平成32～34年度年）で62人/年	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 （54,000千円増加） 雇用者数の増加 （9.1人増加）
計画主体 確認の日付	平成31年 2月 7日	農林水産省 確認の日付	平成31年 2月14日

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	農業振興施設を活用した農産物や加工品の販売、レストランでの地場産農産物を使用した料理の提供などにより、地域産物の販売額の増加を図るとともに、定住促進を図るものであり、基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	地場産農産物や地域資源を活用した商品の付加価値を高め、都市住民との交流を促進することで、地域経済の循環と雇用と所得を増大させるための施設整備であり、交付対象として妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	「農林水産物の販売の増加・促進」することによって、生産者が安定的に収入を得て、引き続き、農業を営むことによって当地域に定住を図ることとしており、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	新たな計画であり、本項目での該当はない

(参考様式2)

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	第2次妙高市総合計画では、魅力ある農林業の振興として、農商工連携による六次産業化の促進と身近な販売拠点である農産物直売所の充実を図り、市内農業の振興を目指すとしており、本計画において連携を図っている。 また、重点『道の駅』の取組となっている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	活性化計画の策定にあたっては、生産者団体との協議や地区住民への説明会を行っており、合意形成はなされている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	生産者団体や地域の女性の意見や提案については、ひだなん生産者組合役員会や妙高市食生活改善推進委員の会などに参加して取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	平成27年2月、「道の駅あらい整備計画検討会設立準備会」が開催され、「道の駅あらい整備計画検討会」が整備について検討を重ねてきた。 現在は、妙高市が主体となり、国・県等の関係機関との連携を図るとともに、生産者団体等と連携し、事業推進にあっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	農林水産物等の販売・加工促進を事業活用活性化計画の目標として、農業振興施設の整備により、雇用を安定させることにより定住を促進させる地域活性化計画の目標と整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	—	該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	活性化計画期間は平成31年度～平成34年度までの4年間とし、うち事業実施期間を1年とする。整備とともに生産振興・販売体制の確立を進め、整備後の3年間を目標達成のための取り組み期間とする。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○	○	土地収用法及び農業振興地域の農用地区域からの除外に基づく認定を受けた地域であり、土地収用法については、平成30年3月27日に新潟県に申請を行い、平成30年5月8日付けで認定を受けている。また、農業振興地域の農用地区域からの除外については、平成30年5月17日付けで除外されている。

(参考様式2)

1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	事業費 312,225 千円に対し、交付額算定交付率は 1/2 であり、交付要望額 156,112 千円は交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	活性化区域は、用途地域面積 571ha を除いた 43,992ha を対象としている。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	新たな施設整備であることから、本項目には該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	施設整備にあたっては、有資格者による各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討と施工管理を行うこととし、十分な安全性と、検査体制が確保される見通しがある。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	○	各施設は1つの構造体を形成し、X方向Y方向ともにルート1の構造計算を行い、基準法、基準法施行令、関連規定を満たすことを確認しており問題はない。

(参考様式2)

2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	-	○	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は5年以上である。 地域産物販売供給施設 22年 食材提供施設 20年 雪 室 17年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	農山漁村振興交付金費用算定要領に基づき費用効果分析を行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	○	投資効率は、2.01
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	実施要領の別表2の地域資源活用総合交流促進施設「27 地域連携販売力強化施設」の要件である中山間地域法指定となっていることから、満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	妙高市への交付であり、施設の設置条例を制定し、指定管理者制度により施設の維持・管理を行う予定としており、目的外使用のおそれもない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			

(参考様式2)

地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	<p>近隣の類似施設としては、妙高市の施設である「四季彩館ひだなん」と「妙高山麓直売センターとまと」、JAえちご上越の施設である「上越あるるん村」がある。</p> <p>「妙高山麓直売センターとまと」は、新たな施設から13kmの距離にあり、妙高高原周辺に来られた観光客や近隣の住民、宿泊施設経営者が多く利用されている。</p> <p>「四季彩館ひだなん」は、新たな施設から見て、国道18号線を挟んだ向かい側にあり、利用者の6割が高速道路の利用者となっている。</p> <p>「上越あるるん村」は、新たな施設から16kmの距離にあり、上越市内の方々が多く利用されている。</p> <p>このようなことから、新たに整備する農業振興施設については、利用者を市民や国道を利用する上越方面、長野方面の近隣住民、北陸新幹線を利用する観光客などと捉えており、「四季彩館ひだなん」と一括運営を行うことで、相乗効果が図れるよう検討している。</p> <p>このようなことから、近隣類似施設の運営状況を踏まえ、この施設にしかない魅力を醸すことで類似施設との差別化を図ることとし、利用状況等の目標設定を行っている。</p>
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	利用者の中心は、国道18号線を利用する観光客や近隣市町村の住民、市民を想定しており、それらを踏まえ利用形態を検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	規模や設置場所については、国道18号線沿道で市北側のゲートウェイとしての役割をもたせ、交通量や類似施設との比較により適正なものとなっている。また、市内グリーンツーリズム関連施設との連携を図ることを検討している。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	新たな農産物の生産拡大や、雪室での貯蔵・熟成により農産物、加工品の付加価値を高めることで、ブランド化を進めることとしている。また、周知にあたっては、ホームページやSNSの活用、近隣市町村への宣伝活動などを検討している。

(参考様式2)

2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	市内農業者や農産物を活用した加工品製造に取り組んでいる方には女性が多く、施設整備により女性の参画が見込まれる。また、運営にあたっては、女性の雇用を積極的に進める。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	農産物の生産計画や立寄計画数及び類似施設などから規模・能力を算出しており、必要最小限の施設としている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	基礎工法や屋根勾配の見直し、仕上材の簡素化などによりコスト軽減を図っている。
	附帯施設は交付対象として適正か (必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	○	本事業の附帯施設は、施設にとって必要不可欠な屋外外構施設であるため、汎用性の高いものではない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	○	備品は別途発注としており、交付金対象から除外している。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	施設整備予定場所は、国道18号線沿線で上信越自動車道新井スマートインターチェンジにも近く、来場者・生産者ともに利便性が良い場所であり、施設の設置目的に合致した場所となっている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	用地は妙高市所有のものであり、建設予定地は確保されている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	-	該当なし

(参考様式2)

2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	(記載不要)		(記載不要)
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)I-1の第2の4の(2)整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	-	-	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	○	整備する施設の延べ床面積は998㎡である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○	○	施設に関する事業費は289,420千円、延べ床面積998㎡で単価は290千円となっており適正である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	○	市内生産者が施設を有効活用し、地場産農産物を活用した6次産業化やグリーンツーリズムの促進を図るため教育体験旅行の研修の場として活用を図ることとしており、関係団体や地域住民と連携して取組みを進める予定である。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	○	施設機能である雪室や加工所を活用し、付加価値の高い農産物や特産品の販売、レストランへの食材の提供など、農家所得の向上を目指すための施設である。

(参考様式2)

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	○	施設については年間を通じて運営されるものであり、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	○	加工所において、雪室で貯蔵・熟成させた地場産農産物を使用した加工品を製造し、直売所での販売やレストランで提供するものであり、6次産業化に資するものである。また、施設の利用や雇用について積極的に女性の参画を図っていく。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	妙高市が事業主体であり、交付金以外の資金についても、内容を十分検討し、適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	妙高市では一般競争入札と指名競争入札を併用しているが、当事業では特定共同企業体への発注が見込まれており、「妙高市財務規則」及び「妙高市共同企業体運用基準」により指名競争入札を行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	施設の維持管理については、妙高市において施設の設置条例を制定し、指定管理者による管理を行う予定であり、指定管理者の管理については、妙高市がモニタリング等により適正な指導を行っていく。 なお、維持管理等にかかる経費については検討している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画において収支の均衡が取れており、中小企業診断士から経営診断を受け、結果は妥当性があると確認されており、適正なものとなっている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	○	他事業への重複申請はない。

(参考様式2)

2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	販売の拠点となる直売所などを建設することであり、生産振興を主たる目的とする施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	農林水産物を取り扱う産地直売所の建設であり、他の施策において交付対象となる施設ではない。

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。
 2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。
 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。